



26 環 対 第 190 号
平成 26 年 12 月 24 日

東邦ガス株式会社
取締役社長 安井 香一 様

名古屋市長 河村 たかし

(仮称)港明用地開発事業に係る環境影響評価の手續の再実施について (通知)

平成 26 年 12 月 8 日付けで提出されましたみだしの事業の事業内容の変更の届出について、名古屋市環境影響評価条例第 31 条第 3 項の規定に基づき、当該変更後の対象事業について環境影響評価の手續の全部又は一部を再度行う必要があるか否かを下記のとおり判断しましたので、その結果を通知します。

記

名古屋市環境影響評価条例第 4 章第 1 節から第 4 節に規定する環境影響評価の手續の全部を再度行う必要はない。

(環境局地域環境対策部地域環境対策課 TEL972-2697)

(仮称) 港明用地開発事業の事業内容変更についての届出に対する市長の判断

1 変更前の当該事業の環境影響評価について

(1) 環境影響評価準備書における内容等

当該事業は、平成 26 年 5 月 12 日に環境影響評価準備書が提出されたものである。
環境影響評価準備書における事業計画（概略）は、以下のとおりとなっている。

【事業名称】	(仮称) 港明用地開発事業
【事業予定地の位置】	A 区域：名古屋市港区港明二丁目、津金一丁目の一部 B 区域：名古屋市港区金川町の一部 C 区域：名古屋市港区河口町の一部
【事業規模】	エネルギー施設の排出ガス量：約 60,000Nm ³ /h 開発行為土地面積： A 区域 約 13.8ha B 区域 約 12.5ha C 区域 約 4.9ha 合計 31.2ha
【主要用途】	商業施設、住宅、複合業務施設（研究開発施設、教育施設、医療・老人福祉施設、業務施設）、スポーツ施設、エネルギー施設
【地域・地区】	工業地域、工業専用地域、商業地域、第一種住居地域、準防火地域、緑化地域、絶対高 31m 高度地区（工業地域）、31m 高度地区（第一種住居地域）
【住宅戸数】	A 区域：約 500 戸 B 区域：約 400 戸
【日最大利用者数】	商業施設（A 区域）：平日 約 19,565 人/日、休日 約 45,500 人/日 複合業務施設（B 区域）：平日 約 11,651 人/日、休日 約 1,163 人/日 スポーツ施設等（C 区域）：平日 約 1,289 人/日、休日 約 1,386 人/日

(2) 環境影響評価準備書における環境項目

上記の事業計画に係る環境影響評価準備書における環境影響評価の項目は、以下のとおりである。

- 大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん）
- 騒音（建設作業騒音、道路交通騒音、施設稼働騒音）
- 振動（建設作業振動、道路交通振動） ○低周波音 ○水質・底質
- 地下水 ○土壌 ○景観（地域景観） ○廃棄物等（廃棄物等）
- 温室効果ガス等（温室効果ガス、オゾン層破壊物質） ○日照阻害
- 電波障害 ○安全性（交通安全、危険物等） ○緑地等（緑地の状況）

2 事業計画の変更の内容

当該事業における主な変更の内容は、設計作業の進捗に伴い、エネルギー施設の排出ガス量が減少するものである。

(1) 変更届の対象となる事業の諸元の変更について

事業の諸元	変更前	変更後	変更内容
排出ガス量	エネルギー施設A : 約 32,000Nm ³ /h エネルギー施設B : 約 28,000Nm ³ /h 合計: 約 60,000Nm ³ /h	エネルギー施設A : 約 23,000Nm ³ /h エネルギー施設B : 約 29,000Nm ³ /h 合計: 約 52,000Nm ³ /h	排出ガス量 -約 8,000Nm ³ /h

(2) その他の変更について

項目	変更前	変更後	変更内容
施設の位置			施設面積縮小
煙突位置			煙突位置変更
熱源規模	エネルギー施設A : 約 100GJ/h エネルギー施設B : 約 80GJ/h 合計: 約 180GJ/h	エネルギー施設A : 約 59GJ/h エネルギー施設B : 約 80GJ/h 合計: 約 139GJ/h	熱源規模 -約 41GJ/h
主な設置機器 エネルギー施設A ※エネルギー施設Bの主な設置機器は変更なし	ガスエンジン発電機 1,000kW×5台 排熱利用冷温水機 800RT×2台 ガス吸収冷温水機 800RT×3台 冷凍機(ターボ) 800RT×2台 ヒートポンプ 800RT×1台	ガスエンジン発電機 1,200kW×2台 排熱利用冷温水機 800RT×2台 ガス吸収冷温水機 800RT×1台 ターボ冷凍機 500RT×1台 蒸気吸収式冷凍機 560RT×1台 ヒートポンプ 500RT×1台 蒸気貫流ボイラー 2t/h×2台 小型バイナリー発電機 20kW×1台 クーリングタワー 5,128kW×5台 3,314kW×3台 2,884kW×1台	ガスエンジン発電機 -2,600kW ガス吸収冷温水機 -1,600RT ターボ冷凍機 -1,100RT 蒸気吸収式冷凍機 +560RT ヒートポンプ -300RT 蒸気貫流ボイラー +4t/h 小型バイナリー発電機 +20kW クーリングタワー 容量減
運河水利用量	放熱時: 19,000L/min(1,140m ³ /h) 採熱時: 12,000L/min(720m ³ /h)	放熱時: 10,000L/min(600m ³ /h) 採熱時: 10,000L/min(600m ³ /h)	放熱時: -9,000L/min(-540m ³ /h) 採熱時: -2,000L/min(-120m ³ /h)
取水・放流速度	0.21m/s(放熱時) 0.13m/s(採熱時)	0.20m/s(放熱時) 0.20m/s(採熱時)	-0.01m/s(放熱時) +0.07m/s(採熱時)

3 事業計画の変更に伴う環境影響評価について

(1) 環境影響評価の項目及び予測・評価手法について

当該事業に係る事業計画の変更の内容により、新たに環境影響評価の項目として追加すべき環境要素はなく、また、予測・評価手法についても変更はないと考えられる。

(2) 当該変更に係る環境への影響の程度について

ア 工事中について

工事計画、工事手法及び工事関係車両の発生集中交通量等に変更はないとされていることから、事業計画の変更による環境への影響の程度は変更前と比較し、同等またはそれ以下となると考えられる。

イ 存在・供用時について

- 大気質（二酸化窒素）：熱源施設の稼働による大気汚染
- 騒音（施設稼働騒音）：熱源施設の稼働による騒音
- 低周波音：熱源施設の稼働による低周波音
- 水質・底質：熱源施設の運河水循環による温度差利用に伴う運河水への影響
- 景観（地域景観）
- 温室効果ガス等（温室効果ガス）

当該事業に係る事業計画の変更内容から、上記の環境影響評価項目について、環境への影響の程度に変更が生じる可能性があると考えられるが、事業内容の変更の届出の別添資料に示されている予測結果のとおり、事業計画の変更による環境への影響の程度は変更前と比較し、同等またはそれ以下となると考えられる。

また、環境影響評価準備書において予測・評価が行われた上記以外の各環境影響評価項目については、事業計画の変更による大きな変化はないことから、環境への影響の程度は変更前と比較し、同等またはそれ以下となると考えられる。

(3) 変更内容に対する関係地域について

当該事業に係る事業計画の変更内容から、関係地域を変更する必要はないと考えられる。

4 変更後の対象事業に係る環境影響評価の再手続についての判断

今回の事業計画の変更では、名古屋市環境影響評価条例第4章第1節から第4節に規定する環境影響評価の手続の全部を再度行う必要はないと判断する。

名古屋市環境影響評価条例（抄）

- 第31条** 事業者は、第10条の規定による告示が行われてから第29条の2第6項の規定による供用開始後の事後調査結果報告書の告示が行われるまでの間に第9条第1項第2号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、変更予定年月日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該変更を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による届出には、当該届出の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該届出の日から起算して規則で定める期間内に、当該変更後の対象事業について第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があるか否かを判断し、その結果を当該事業者へ通知するものとする。
 - 4 前項の場合において、市長は、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
 - 5 市長は、第3項の規定による通知をしたときは、その旨を告示し、第1項の規定による届出及び当該通知の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 - 6 事業者は、第3項の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要がある旨の通知を受けたときは、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を行わなければならない。
 - 7 第25条の規定は、前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行うこととなった事業者について準用する。この場合において、第25条中「告示」とあるのは「告示（同条の規定による告示が行われ、かつ、第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が再度行われた後に行われるものに限る。）」と読み替えるものとする。